慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	年金法に依る減価銷却に就て池田実氏に答ふ
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.7 (1917. 7) ,p.917(75)- 925(83)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170701-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

圖著名二の係關局時

刊新最

の撤場たちの時、将に加米の烟系能な盆密なおの時、本書の発質の高など、消別など、準分でで、経済市場は米園殿物等の取引組織に関する諸問題を論じ併せて「トラスト」に對する深刻なる評論を試む。今や世界の 經濟市場は米園殿物等の取引組織に関する諸問題を論じ時の財政金融の状態を詳述し、第三編に至りては同國の主要物産たる 棉花並にて之が跨越に及び、第二編にでは同國近時の財政金融の状態を詳述し、第三編に至りては同國の主要物産たる 棉花並に構成といふべし。本書は第二編に於けて米國に於ける經濟的並に政治的思潮の變遷を説き、日支排斥の 眞相な閣明し構成といふべし。本書は第二編に於けて米國に於ける經濟的並に政治的思潮の變遷を説き、日支排斥の 眞相な閣別の經濟的活躍を始むるや就でまた研鑽すること二年に及ぶ。其の卓越せる誠見と的確なる新案とは蓋し 斯界の被天光の經濟的活躍を対立こと前後三回、億に平九百七年彼地財界大恐慌の際には親しく惨狀理に在りで、之を研究し、最近、著者彼地に留學すること前後三回、億に平九百七年彼地財界大恐慌の際には親しく惨狀理に在りで、之を研究し、最近、

ン子モヲ

利子六、一七。第二年目ニム畑ク三邊氏ノ説明ヲ以テセバケ解を示されたる後、 = 1º 二、第一年 〇年收

四月盆

雜

録

年金法 に就て池田實氏に答 15 依る減價銷 3,

邊 金

た彼の質い。 池掲と田載題 の一文に論及せられ、左の如き観察を下され、 に間質却法」なる論文の一端に於て、偶ま余の 、記上に公にせられたる「經濟上より見たる 、出質氏は、本年一月及四月の「商業及經濟研 、職し置きたり。然るに大阪高等商業學校教授 | 載し置きたり。然るに大阪高等商業學校教授題せる一文を草し、本誌第十卷第六號に之な昨年五月余は「年金法に依る減價銷却を論す

とて

其分解

1

課ス可キ

一千圓ニラ買入ルトラン。乃チ毎年同一之ニ適用センカ、班之・カーの 且叉其 要 資 シ利圓タ率五 タルモノト見テ差支ナシ。軍率ニテ現在價格ニ換算シ、一土一錢ノ金額ヲ支拂フニ換ヘ土間ニテ買入ルトハ、言ハド 一價格 出 N 관 田デタルモノナリン 風格ヲ増大セシムン 異シテ幾何ノ利マ バモ 便宜上、 卜見 ルーナル 1): **脚定口座ノ借方ニ記入シ、ノ利子ヲ算入シテ可ナリャロヲ説明スルニハ足ルナラ** ルベ 余ノ Y IV ナシ。更ニ此豫納金ヲ 原シ、一時ニ之ヲ豫納 アニ換ヘテ、年五分ノ アニ換ヘテ、年五分ノ アニ換ヘテ、年五分ノ の左ノ結果ヲ生ズルナ ル数カヲ有スル機械ヲ ル数カヲ有スル機械ヲ ル対カヲ が毎年百二十九 の左ノ説明ヲ ーノ點ニ至ツテハハ果シテ如何に シ 0 ナル必

三邊氏ノ説ニ 第十一卷 九一七) 從ハン カ 錄 ., 償却額中ニ利 年金法に依る減價鎖却に就て池田實氏に答ふ = =

第七號

七五

粉錢 錢 叮路淡區東市阪大 (番三四阪大替振)

金送

拾

須

送 壹 定 布 裝 科 八 假 全 壹圓

町石本區橋本日市京東 (番**〇八二**京東替級)

大學

教授法學

者

定 何なり 如に 2 11 8 如 (一)銷却額中に算入すべき利子額と提拠之、池田氏が余の説を排せら 何 、及び(三)普通の年金法と余の説明何なる必要に基くものなるや明かな歴の借方に記入し資産價格を増大せ や明か つて以 自 0 ならざること、 F ·是等 するこ の一撃に依 0 と欲す の説を排せらる に就て 5 (二)利子を資産勘 の三點にある て倒 2辨明を試明との間 一果して 選由 ならざる せしむる る **>**

就らて 田氏が 何故

部がたかて、加い、 計算して 該會計 めて 心點 に依る ならざればなり。 之を言 0) 於て減價銷却額 る ~ かを作すも 利子を控除するを言へば、寧 ならざる \$ 減價銷 やを問 支拂ふ可き金額を以て其各の 却に 寧ろ として 一層精確に言いてきると取扱な を當 の趣旨とする 中に果して幾何 反對に減價銷 n 然と 然る後に自ら其理由 るや、 たる利 たることなく、 8 八で従來の 年度末に於て ひたるも は:: の利子を算る 却額 理由 は 中より を知 がて、 說 のに を覚 明のの方の中一に 子 方 3 間にの E 外 入。文

8 算するを當然とすとい のに外ならざ ればな 盆 ふにあるな とし 0) Ť 各 方に b L と説にす 在

相違 のに 計學者が一般に此方法を非難して、利子篡入するを正當とすさせらるゝに對し、 すどの見地より、 然れども つ見心より、持續的生産財に投せられたに含まるゝ資本利子とは之を分別するを可點に在るが如し。蓋し~— 際に にあらざるが如く、 選の由つて來る原因 題 とし 資産に投 般に せられ 飜 余が寧ろ控除す 余が寧ろ 如く、 F たる場合に於 因は、 せら せられざる利 īlij て議論 を以て 必しも釋ね得ざるも n ば でのみ是 の焦點 問題田 子を するを可 こさする 氏 潤と其 か する は寧 て上が خ 3

> 其見地の 了 らず たる年金法の趣旨を解説 で是認し、 V., すべきなり 相違こそ軈て彼の を謂ひ なる 得可け 文立場より新と説く其主 n を限定せん んばなり。 相 一堂を生み たに減價 た人にるもの 減價銷 せて是を 却 理 のな

利子の形にて齎す可き利益を犧牲に供する代り一方に於て其一定資本が當時の情況の下に於て 凡そ一定資本を投じて一定企業を創設するは、 企 ふる所以なる として是認したる 然らば余は何故に會計學者の說を真に道 其理由 利潤の形に於て、 方に 得なるものと、 を述ぶるは軈て池田氏の第一 で其 べしをして、 同じ資本を \$° 其効用 企業的 是は 試みに之を述 IJ を享受せんとする 次で起る問題 的利得なるものとを 17 運用 利殖 問に答 12. して に理 n

る區別を敢てして、來の年金法減價銷却 得とは、 る ば若 算す なり。 どき ح 論 を計 別 き差 べ きゃい 理 を設く し恣まに斯の に する あ 0 即の 別をなす可 きに 到底真に分で 會計學者 5 流通資本には之を計上 -----1 言 ふが 買 12 して、 る理由 ないい ふまでもなけ 12 5 かず 却に於ては、 如き區別を立 は利 31. 7. で或は統 72 12 8 固定資本には利子を計上す 別せられたりと謂ふを得は、資本的利得と企業的 子を計 あらざるなり。 7. 主真資本が N Oて余 ればなり。 0 b τ 一を缺くと謂 Ŏ の此説 此為す可 此方 17 することなか て、 せず、 して、 なる する 彼此 きて 然るに従 此の間にど云ふがれれば云なれが 1= E ふを得ざ 3 N אל. どころ 之を計 らざ S L 8 す 利

外ならざるなり。

氏の提唱 と無かる 子を計 3 B 池田氏の説を難する者 前述の非難より脱して安固 田氏の意が凡 彼の點 のと謂ふ可く、 の意は て利子を計上せんとする 6 少 Ö を此所に止む n やを 上すといふにあるならば、 乃ち更らに此場合に ~ より せらるゝ所が 0 竿頭 しさ 無きを保せざる 池田 ての資産に對 更らに 雖も、 田 随つて何 氏 可 果して無 の説を難するを再 からざる に公平なら 畢竟 は無 歩を 人も再 するも るところ 無意義に了 夫れと同時 カラ 就 に在 る可し かる め凡て T から 考ふるに若 同 3 可きや。 共は真に能な かず の形 ٥, 利 如 0 然り 本にて 2 17 X 資產 < め こことな するこ 79 13 L 池 如 余 何 し n 17 13 П V b 2 利 池ば對

を得ざれ を増す以 3 3 外 ばなり 0 手 果して 15 ける 何 資本 Ò 益 17 であるべきやモース 水めて手数の煩鎖 イと資本的利得とを 對 其 谷の 得利 子 r

子を算入す可 するを可 ば此 本の しても、 て投入資本の 信を披握 0 以上 0 場合に 利 なりとの見地より 子にあらずし は専ら資本 同じく桔抗し得 とすとの理由 したるものなるが、 の利子た 於ても、 利子も しと説く 3 的利 Ţ 亦 可 0.得可けんなり。何 世論に より、 V 同様の主張をなす者に た生産費の一部 いればなり 常該生産に 此所言は 減價 業的 對し 銷却 7 利 參與 額 とを分 中に 利

產 勘 氏 定口 の疑とせられ 0 に記 たる第 8 して 入 點に 次に 第二の 產 對 する 利辨 增子明

を以て、 めに存 らずとせられ、 是を外に 子を第入する必要より當然發生す 企てらる 别 B 斯~問はるゝ眞意を推測するに、 なが n入法 4 ば今 17 所詮は池田氏の重点 他の手 ら其理 するも は専 くと共に、 \$P h 是は Ť し 8 るは ては到底其理由を語り 6 0 減價銷却中に未銷却額に對 段を有せずと雖も、 のに外 各 加 是に 方面 1 を述 利子を算入 の計算 なる必 一面氏自 依據し ならず、 より を以て、 < の注意を再 ねて此點を問はる ~; なれ 7 を容易なら は、 G 7 の説を擁護 減價 を再 ど説 んどする CK 17 でしやと 述する 得るも 私か 彼處に請 き置き るも K せる は此手續 に池田 うに際 め 0 中に未 せんと 必要 所 にして のに 田 72 h あら 氏の を難 L 2 6 かず 7 d) K 0

する限り、 如くに 憑據するの外、 せて之を排 精神を排するの故を以て、 額中に利 のなりと主張せんと 得ざるも せんと欲する所なり する者にあらず。 手顧を拾てず、 き場合に限りて之を用ゆれば、 n なり T 而して余は此手續は、 U Ĭ, たるも 子を算入するの不常なるは前段所述の のならば、其は當然全廢せらるべきも彼の手續にして其以外の場合に適用し 必しも嘉す可きものにあらざるを思 0 んとする 而し 因つて之を世間に 他に存續するの理由なきものとして此手續は此不當なる思想に れども余は此手續 欲す。 却つて是に盛るに新しき K 然れざも夫れ て是に盛るに新しら精 、此手續其ものをも合 何となれば減價銷却 余の前に 處に喜ん を生める思想 たしめん 猶は利用の と同時に、 で承 たる んと

> る所以 舊き革襲に盛るの類なる乎、 欲する所なり。 試み の類にして、 たり の真意にし 0 即ち 利用厚生の一端たる乎を。 融らず、 余が此 7 手續を前述の 如是は之れ新しき酒を Æ 抑的 の恕察を乞はんと た廢物利用 如 <

に就ては、余は舊稿の一端に於て一例を假設し却說最後に池田氏の難詰せられたる第三の點

て得たる一五五圓の利上當然とすると共に、 すれ 圓にして、 得たる一五五圓の利益は、各年度の始め一當然とすると共に、他方に於て制引に依認は二三一圓とするを原價計算其他の必 T ば此場合に ば五 U 土地家屋の使用 然るに五 豫納するとせば、 ケ年間 差引一五五 がて年々 一分の利 の使用 料は一、 を享受する約束なり の收益に課す可 圓の割引を得可 率にて此年金の現價 其金額は一、 五五五 の必要 j. Ο 圓なる £ 0 12 12 9 0 *

の收益に加算するを以て理の當然とすと云ふの如く削り當て、従つて夫れ~~に當該年度の如く削り當て、従つて夫れ~~に當該年度の如く削り當て、従つて夫れ~~に當該年度

此點に ごも此 金法 るに T 及びて、 と全く反對なる結果に歸着し、 を來す可し云々と、 \$ 、遽かに余の説明を以てしては、然に於ける余の説明に論及せらるゝっき置きたり。然れば余は池田氏が、 點に に足らざるものなり、 置きたり。 の意外なるに驚ざるを得ざり 於ける氏 は汝の彼の の説を讀むてと二度三度な 説き去れたるを見て、 何となれば假り の説明の 此處に か こととなく 從來の 3 一言も ---n 大 狂

次に割り なりと言はるくにあるなるべきを推察し得た從來の年金法と此點に於て確かに齟齬するも 隨つて余の此處に答ふるを必要とするは、余がなりと言はるくにあるなるべきを推察し得たり 何故割引に依りて得たる利益を、 可なり)を示され、 の使用料を支排ふ可き者が、五分の利率にて換 らざるべきを思ふに至れり。 **余の掲げたる前例に引直して言** たる豫納金分解表(數字も意味も共に異れども る可き筈なりとして、 汝の説明に從 一〇に始まり んに、 やと考ふるに、 したる此年金の現價壹千 先づ五ヶ年間毎年末に於て二三一 當 つるを正當とせるや、 五年五 ふとす 假り れば、 然る後に此放に汝 ○圓に終る表と思へば略 利子を損失する計 氏自ら運算の勞を採ら 圓を即 其計算は斯 因て今暫く之を説 へば初年 時に 共理由に外な 彼の如く各年 金額 の説 0) 第とな 入する に投版を新 圓宛 训 H. 0 12

算は、毎年末に至りて二三一圓宛引出して資し置き、毎年末に至りて二三一圓宛引出して

	可からぎるに 国。 に 五○圓。	にし	五 四	1三二初 年 年 年
形にて立	€○に此る	質際に活	四五〇九〇	六六〇五〇〇 八五九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、
利計とる一上更	年音	一、〇〇〇		四九〇
五圓に依に再び宮	返を失する	園を即時に 収得し得可		三四五利一〇八九〇八九〇八九五五〇〇八九〇八十二五五〇〇八十二十二八八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
りて失い。	· . · 	納るな		

料を乙に支拂ふに對し土 より之を見れば、 容を庶幾せんと欲する所なるが、 に出づるものなるなり。 生する利子損失の補償に外ならざれば、 り當ても亦た之に準ず可きものなり、 は、全く之が爲めにして、要は割引に依りて草と信ず。余が舊稿に於て彼の如き計算を立たる 在りと解っ くる利益は、 て不當とするこそ却つて不當なれと謂ひ得可し 寧ろ事の實際に適合せるものに 利益を各年に割り當つるには、 したる場合の如きに於てい 割引の因て生ずる趣旨目的は 度五〇圓… 甲は一方に於て毎年二三一圓宛の使 して差支なきが故に、 實際に支出したる金額に對して 彼の如き場合は又た或は之を 年度一一圓一○銭とするこそ 即ち今敢て池田氏の認 要は割引に依りて卓 割引に依り に於て年五分の引 屋の使用權を享受 上 気の使用 して、 既述の如く、 更らに他方面 と解する 之を目し 余が假設、此補償に て得たる 是が割

本にて金壹千圓を乙に貸付け、各年度の末に於本にて金壹千圓を乙に貸付け、各年度の末に於本にて金・一世であるときは各年の利子收益を逐次にす。而して然るときは各年の利子收益を逐次に前の如く計算するの當然たること更らに一層明瞭なる可して思惟す。若し果して然らんには又市の如く計算するの度用料を之より差引しむることでもして其年の使用料を之より差引しむることをおして金・一層明明なるでによりに対して金・一層に対した。

際に補償せらる

うことうなるが故に、

而

して

んと欲して終に能く言ひ得ざりし點を、池田氏氏に謝せんさするは、余が舊稿に於て自ら言は せんとするに當り、此處に一言を附加して池田を了したりと思惟するを以て、今や正さに擱筆 ることに ず可き點とせられたる三ケ條に對して の批評に 却説以上述ぶる所に依り 田氏幸ひに之を諒 關らず、 して、 依りて稍詳細に説き得るの機會を得た 一事は池田氏の説に服すると 表明せんと欲する所た て (五月末日稿了) 池 略ば辨 田氏の難 朋

グリーン英國史の最新

版に就て

占部百太平

なからず讀史界の注意を惹い れ新裝を疑らして學界に復活したる一事は、少昨夏グリーンの未亡人に依て大に增補改訂せら一方古文として取扱はれつゝある此小國民史が 入せられて、クラシックと看做されて居る。著作であつて、夙に英米では何々叢書の中 ある。 七四年 として用ひられ、 English People ŋ 我國でも舊く の事であるから、今より四十三年の昔で の初めて發行せられたのは 人口に噲炙して居る程の古い から歴史或は英語の は 教科 旣に

第十一卷 (九二五) 雑 蘇 ケリーン英國史の最新版に就て